

事業所内保育所「きらきらキッズ」利用申込書

私は、以下のとおり「きらきらキッズ」の利用を希望いたします。

申請年月日

年 月 日

提出窓口

- ・医療法人佑心會職員 → 医療法人佑心會事務所
- ・三浦工業(三浦グループ)社員 → 三浦工業株式会社 人事部
- ・社会福祉法人福角会職員 → 社会福祉法人福角会 本部事務

※定員等の関係によりご希望に沿えない場合がございます。本用紙を速やかにそれぞれ所属の窓口へご提出ください。

※利用の決定については、各市長村役所が行います。本利用希望用紙提出後は各市町村役所の流れに従い申請をお願いいたします。

[1]勤務先【医療法人佑心會 ・ 三浦工業(三浦グループ) ・ 社会福祉法人福角会】※いずれかに○を入れて下さい。

フリガナ

連絡先

[2]職員氏名【 】【電話番号① 電話番号②】

【住所 〒 】

[3]希望児童の状況 ※3名以上の場合は本紙をコピーしてください。

フリガナ

希望児童名①【 】

性 別【 】

続 柄【 】

生年月日【 年 月 日生】

利用希望年月【 年 月～】

土曜日利用希望状況 ※いずれかに○を入れて下さい。

【 利用します ・ 利用しません 】

延長保育利用希望状況(平日) ※いずれかに○を入れて下さい

【 利用します ・ 利用しません 】

延長保育利用希望時間 ※いずれかに○を入れて下さい。

【 6:30～7:30 ・ 18:30～19:30 】

健康状況等 ※いずれかに○を入れて下さい。

検診の受診【無・有(検診)】

検診時の指摘事項【無・有()】

アレルギー等【無・有()】

食事の制限【無・有()】

フリガナ

希望児童名②【 】

性 別【 】

続 柄【 】

生年月日【 年 月 日生】

利用希望年月【 年 月～】

土曜日利用希望状況 ※いずれかに○を入れて下さい。

【 利用します ・ 利用しません 】

延長保育利用希望状況(平日) ※いずれかに○を入れて下さい

【 利用します ・ 利用しません 】

延長保育利用希望時間 ※いずれかに○を入れて下さい。

【 6:30～7:30 ・ 18:30～19:30 】

健康状況等 ※いずれかに○を入れて下さい。

検診の受診【無・有(検診)】

検診時の指摘事項【無・有()】

アレルギー等【無・有()】

食事の制限【無・有()】

[4]出産後の状況(従業者及び被扶養者の状況)

育児休業 終了予定日【 年 月ごろ】

利用希望年月 【 年 月から】

利用希望順位 ※希望順位については、入園待機の方への情報提供の参考にさせていただきます。

尚、希望順位で利用決定が変動することはありません。現在のご希望に近い部分1つに○をお願いします。

【きらきらキッズを優先 ・ 兄弟がいる園を優先 ・ 職場の近くにある園を優先 ・ 自宅の近くにある園を優先】

(きらきらキッズ以外)

(きらきらキッズ以外)

(きらきらキッズ以外)

(裏面に続く)

受付日

年 月 日

[5]希望児童の同居者(希望児童を除く)

氏名	続柄	満年齢	生年月日	勤務先等	要介護認定・障害者手帳
	父	歳	S H 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	母	歳	S H 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
		歳	S H 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
		歳	S H 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
		歳	S H 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
		歳	S H 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
		歳	S H 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

[6]自由記述欄

<伝達事項>

利用希望の受付

- ① 継続利用希望の受付は、前年度の12月1日から利用希望用紙を配布し順次受付を行います。
- ② 翌年度の新規入園予定者については運営協議会において決定しますが、その後、辞退者がであれば次の希望者が繰り上がるものとします。
- ③ 新規利用希望の受付開始は、各従業者等の出産後から順次受付を行うこととします。
受付順位に際しては、出産後2ヵ月までの期間は、従業者等の子どもの誕生日を受付日としますが、それ以後は利用希望用紙提出受理日を受付日とします。
尚、12月1日～3月末までに出産予定の従業者については、12月1日より順次利用希望の受付を行います。
その際は、利用希望用紙提出受理日を受付日とします。
- ④ 利用受付日が重複した場合は、利用開始時期が早い従業者の子どもから順に利用できるものとします。

注意事項

- ① 利用希望用紙を提出していたにも関わらず何らかの理由により利用を辞退する場合は、早期にきらきらキッズに連絡するとともに各企業窓口に連絡をすることとします。
- ② 利用している子どもの保護者(従業者)が各企業を退職することとなった場合は退職月の月末で退園となります。退職する場合は速やかにきらきらキッズに連絡することとします。

この利用申請書の提出以外に、利用希望月の2か月前の25日までに各市町村保育幼稚園課への申請が必要となります。申請該当月になりましたら、きらきらキッズ担当者よりご連絡を差し上げます。
尚、ご不明な点がありましたら、お気軽にきらきらキッズ受付担当(矢野・寺町)までご連絡ください。

上記の伝達事項を全て確認しました
氏名

事業所内保育所 きらきらキッズ
受付担当(矢野・寺町)
TEL:089-995-8528
Mail:kirakira@hukuzumikai.com